|  |
| --- |
| **７５０５．見本持出許可申請** |

|  |  |
| --- | --- |
| 業務コード | 業務名 |
| ＭＭＡ | 見本持出許可申請 |

１．業務概要

見本持出許可申請を行う。

システムは申請を「簡易審査扱い」または「書類審査扱い」のいずれかに選定する。

「簡易審査扱い」に選定された申請は即時に許可となる。「書類審査扱い」に選定された申請は、税関が行う「見本持出許可申請審査終了（ＭＭＥ）」業務により許可となる。

２．入力者

航空会社、通関業、機用品業、混載業、保税蔵置場、汎用申請者

３．制限事項

なし。

４．入力条件

（１）入力者チェック

システムに登録されている利用者であること。

（２）入力項目チェック

（Ａ）単項目チェック

「入力項目表」及び「オンライン業務共通設計書」参照。

（Ｂ）項目間関連チェック

「入力項目表」及び「オンライン業務共通設計書」参照。

（３）輸入貨物情報ＤＢチェック

入力された貨物の区分が「Ｉ（輸入貨物）」の場合は、以下のチェックを行う。

①入力されたＡＷＢ番号に対する輸入貨物情報が輸入貨物情報ＤＢに存在すること。

②入力された蔵置場所に蔵置されていること。

③仮陸揚貨物または機移し貨物でないこと。

④ＵＬＤでないこと。

⑤ＭＡＷＢでないこと。

⑥「貨物取扱登録（改装・仕分）（ＣＨＳ）」業務により仕分けられた仕分け親でないこと。

⑦「輸出貨物取扱登録（仕分け）（ＡＨＳ）」業務により仕分けられた仕分け親でないこと。

⑧「輸出貨物取扱登録（仕合せ）（ＡＨＴ）」業務により仕合せされた仕合せ親でないこと。

⑨以下の申告または申請がされていないこと。

・蔵入承認申請

・移入承認申請

・総保入承認申請

・展示等申告

⑩輸入許可済でないこと。

⑪税関届出が必要な事故情報がある場合は、「許可・承認等情報登録（輸入保税）（ＰＣＨ）」業務により事故確認が行われていること。

⑫訂正保留中でないこと。

⑬貨物の蔵置場所が他所蔵置場所の場合は、他所蔵置許可期間を経過していないこと。

⑭貨物取扱許可申請中または見本持出許可申請中でないこと。

⑮保税運送申告、包括保税運送承認に係る個別運送情報登録、貨物移動情報登録または特定保税運送の登録がされていないこと。

⑯ＰＣＨ業務による以下の登録がされていないこと。

「廃棄届受理」

「滅却承認」

「亡失届受理」

「保税運送承認」

「税関内収容」

「現場収容」

「貨物手作業移行」

「登録情報削除容認」

⑰「許可・承認等情報登録（輸入通関）（ＰＡＩ）」業務により許可・承認登録がされていないこと。

⑱「許可・承認等情報登録（監視）（ＰＡＫ）」業務により以下の登録がされていないこと。

「外貨機用品積込承認（個別）」

「外貨船用品積込承認」

「別送品輸入許可」

⑲ＨＡＷＢの場合は、不突合（オーバー）となっていないこと。

（４）輸出貨物情報ＤＢチェック

入力された貨物の区分が「Ｒ（輸出貨物）」の場合は、以下のチェックを行う。

①入力されたＡＷＢ番号に対する輸出貨物情報が輸出貨物情報ＤＢに存在すること。

②入力された蔵置場所に蔵置されていること。

③積戻し未通関貨物であること。

④「積付結果登録（ＡＷＢ・ＨＡＷＢ単位）（ＵＬＡ）」業務または

「積付結果登録（ＭＡＷＢ単位）（ＵＬＭ）」業務が行われていないこと。

⑤ＭＡＷＢでないこと。

⑥訂正保留中でないこと。

⑦貨物の蔵置場所が他所蔵置場所の場合は、他所蔵置許可期間を経過していないこと。

⑧貨物取扱許可申請中または見本持出許可申請中でないこと。

⑨税関届出が必要な事故情報がある場合は、「許可・承認等情報登録（輸出保税）（ＰＡＨ）」業務により事故確認が行われていること。

⑩ＰＡＨ業務による以下の登録がされていないこと。

「保税運送承認」

「滅却承認」

「亡失届受理」

「その他の搬出承認」

「貨物手作業移行」

⑪保税運送申告または特定保税運送の登録がされていないこと。

⑫「混載仕立情報登録（ＨＤＦ）」業務が行われていないこと。

５．処理内容

（１）入力チェック処理

前述の入力条件に合致するかチェックし、合致した場合は正常終了とし、処理結果コードに「０００００－００００－００００」を設定の上、以降の処理を行う。

合致しなかった場合はエラーとし、処理結果コードに「０００００－００００－００００」以外のコードを設定の上、処理結果通知の出力を行う。（エラー内容については「処理結果コード一覧」を参照。）

（２）申請先税関官署決定処理

申請先税関官署の入力がある場合は、入力された税関官署を申請先税関官署とする。

申請先税関官署の入力がない場合は、入力された蔵置場所を管轄する税関官署を申請先税関官署とする。

（３）申請番号の払出し処理

見本持出許可申請番号をシステムで払い出す。

（４）審査区分選定処理

申請内容に基づき、「簡易審査扱い」または「書類審査扱い」のいずれかに選定する。

（５）見本持出航空見本持出許可申請ＤＢ処理

①システムで払い出した見本持出許可申請番号に対する見本持出航空見本持出許可申請ＤＢを作成する。

②入力された見本持出許可申請情報及び審査区分選定処理の結果を登録する。

なお、「簡易審査扱い」に選定された場合は、許可情報も併せて登録する。

（６）輸入貨物情報ＤＢ処理

入力された貨物の区分が「Ｉ（輸入貨物）」の場合は、入力された見本持出許可申請情報を登録する。

なお、前述の審査区分選定処理にて「簡易審査扱い」に選定された場合は、許可情報も併せて登録する。

（７）輸出貨物情報ＤＢ処理

入力された貨物の区分が「Ｒ（輸出貨物）」の場合は、入力された見本持出許可申請情報を登録する。

なお、前述の審査区分選定処理にて「簡易審査扱い」に選定された場合は、許可情報も併せて登録する。

（８）出力情報出力処理

後述の出力情報出力処理を行う。出力項目については「出力項目表」を参照。

６．出力情報

| 情報名 | 出力条件 | 出力先 |
| --- | --- | --- |
| 処理結果通知 | なし | 入力者 |
| 見本持出許可申請控情報 | 「書類審査扱い」に選定されている場合 | 入力者 |
| 申請先税関  （保税担当部門） |
| 見本持出許可通知情報 | 「簡易審査扱い」に選定されている場合 | 入力者 |
| 見本持出許可情報 | 以下の条件をすべて満たすとき、出力する  （１）「簡易審査扱い」に選定されている  （２）申請官署が入力された蔵置場所を管轄する税関官署と異なる | 申請先税関  （保税担当部門） |
| 蔵置場所を管轄する税関  （保税担当部門） |
| 以下の条件をすべて満たすとき、出力する  （１）「簡易審査扱い」に選定されている  （２）申請官署が入力された蔵置場所を管轄する税関官署と同一である | 申請先税関  （保税担当部門） |
| 見本持出許可貨物情報 | 以下の条件をすべて満たすとき、出力する  （１）「簡易審査扱い」に選定されている  （２）入力された蔵置場所が入力者の管理する保税地域でなく、かつ他所蔵置場所でない | 貨物が蔵置されている保税地域 |